

熊谷市建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係る
リスクコミュニケーションに関する指針

1 趣旨

この指針は、解体等工事での石綿飛散に対する周辺住民等の不安を払拭し、工事発注者又は自主施工者と周辺住民等との相互理解（リスクコミュニケーション）を促進することを目的とする。

2 国のガイドラインの適用

(1) 工事発注者又は自主施工者は、「建築物等の解体工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（令和4年3月環境省）」（以下ガイドラインという。）に定める方法に従い、リスクコミュニケーションを行うものとする。

(2) この指針において使用する用語はガイドラインの例による。

3 熊谷市への報告対象

(1) 工事発注者又は自主施工者は、大気汚染防止法に定める特定工事で石綿が漏えい又は飛散したものについて、次のアからエのリスクコミュニケーションの実施状況を熊谷市に報告するものとする。

ア 工事の実施前に行ったリスクコミュニケーション

イ 工事の実施中に行ったリスクコミュニケーション

ウ 工事の終了後に行ったリスクコミュニケーション

エ 石綿が漏えい又は飛散した時に行ったリスクコミュニケーション

(2) 工事発注者又は自主施工者は、大気汚染防止法に定める特定工事で石綿が漏えい又は飛散しなかったものについて、石綿を除去する面積の如何にかかわらず上記アからウのリスクコミュニケーションの実施状況を熊谷市に報告するものとする。

4 熊谷市への報告の方法

工事発注者又は自主施工者は、リスクコミュニケーションの実施状況を別紙様式により速やかに熊谷市長に報告するものとする。

5 熊谷市の助言

この指針に基づくリスクコミュニケーションの円滑な実施のため、熊谷市長が工事発注者又は自主施工者に対して助言する場合がある。

附則

1 この指針は、平成29年7月18日から施行する。

2 熊谷市特定粉じん排出等作業に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

3 この指針は、令和4年5月23日から施行する。